

---

◎議案第 4 号 平成25年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第4号 平成25年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 議案第4号でございます。平成25年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 平成25年度白老町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 平成25年度白老町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、既決予定額3億918万円、補正予定額60万9,000円、計3億978万9,000円。

第1項営業費用、既決予定額2億8,035万3,000円、補正予定額60万9,000円、計2億8,096万2,000円。

（債務負担行為の追加）

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為することができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

事項、浄水場維持管理業務委託、期間、平成26年度から平成30年度、限度額、各年度予算に定める額。

平成25年9月6日提出。白老町長。

以上でございます。よろしくご審議願います。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 2カ月分についての委託料、これは引き継ぎのための委託料であると、こう言って、今まだ業者も決まらないうちから委託料上がってきていますけれども、これは引き継ぎを2カ月しますとこうなっていますけど、この引き継ぎにかかる経費の60万9,000円の内訳はどういうふうになっているのか。

それと、早々に引き継ぎ費用を払うのですけれども、そうしなければいけない法定委託のために、そういう何か、引き継ぎの経費をこうやって早めから想定して払わなければいけない義務的な根拠があるのかどうか。

それともう1つは、この内容をいろいろ見ると、今回初めてです。この資料を見ると、債務

負担行為も5年間にしたいとこう言っていますけど、これは町民の生命、飲み水を守る部分ですから、一気に5年にしていかがうか。初めての業者ですから、やっぱり3年くらい様子を見てから、検証、モニタリングを全部してから、改めてよかったら5年にするだとか、そういう部分の裁量というか、ものを持ったほうが私はいいと思います。言葉おかしいけれども、今からもう引き継ぎ料が出てくるということは、この後も言いますけれども、スケジュール出てきたら、もう出来レースでなっているのかなと思うのですけれども。この3点伺います。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） まず、1点目の2カ月分60万9,000円、この内訳の関係でございます。本業についてはご承知のとおり、来年の4月からの運用開始を目指しているわけなのですけれども、その際に滞りなく業務が進められるように、前段ふた月間について引き継ぎ期間を私どものほうで業務として指定して設けていこうと、こういう考えでございますので、このたび、かかる予算として委託料を計上させていただいているものでございます。

それで、このふた月間の考え方なのですけれども、2月、3月のふた月のうち、土日祝祭日、こういったものを除いて、さらには会社のほう、要するに本社のほうとの連絡の調整日、こういったものも大体週1回程度の見込みの中で想定しておりまして、そういったものを除いた平日の浄水場に実際に勤務している日数だけをカウントして、そうすると30日になるのですけれども、その30日分について労務単価を掛けて、あとは消費税等も転嫁されますけれども、合わせ技の中で60万9,000円と、こういう内訳になっております。

今回、なぜに急いでこの額を計上したのかみたいな話になってくるのかなと思うのですが、今回の補正は、見てのとおり委託料の計上と債務負担行為の設定、2点についてご提案申し上げているわけでございますけれども、この債務負担の議決については、この後、入札行為に進んでいく格好になるわけなのですが、そういった場合、会計のシステム上、運用のルールからいけば、そこに至る前段で設定しておかなければならないという事情があったので、この9月での提案となっているわけなのです。

あわせて、その委託料についての考え方なのですが、おっしゃるとおり、まだ業者が決まっておきませんので、この後の例えば12月議会、もしくは3月ぎりぎりの提案でもタイミングとしては、間に合うタイミングになるのかと、そういうことも考えられるのですけれども、一連の予算としての計上の考え方でいけば、債務負担をここで上げるのであれば、合わせの中でこういった委託料も後々発生する考えにあるということで、ここで計上させていただいているものでございます。

それで、今言ったとおりなのですが、特に業者が決まっているわけでも何でもないですので、こちらのほうで積算根拠に基づいて予算を計上しているだけの話ですので、我々としては、これが業務としての位置づけにしておりますので、かかる費用としてかかるものは、とりあえず歳出として計上して用意しておこうという考え方でございます。

あと、債務負担行為の設定の年数になるのですが、おっしゃるとおり3年ないし5年、そういったことで検討もしたわけなのですが、受ける側にとってみてもスパンが長ければ長いほど、

当然のごとく維持管理に対しての、業者側としてノウハウの構築なども当然できていきますし、人材の育成などもこの5年のスパンの中では限りなく継承されていくのではないのかなという考え方が1つありました。

それと、期間的には長いほうが業者の投資としても安定的に業務を行っていただけるだろうと、そういった部分も考慮してのもので5年と、そういうふう考えたわけでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） まず、1つ先にお伺いします。債務負担の3年、業者の利益、5年やれば、多少経費が縮まるというけど、そうではなくて未知数ですよ。これから業者を募集してやりますから。よそでやっているかわからないけど、白老町でやる場合どういうことがとことこの、そういう町民の安全な水を守るためにどうなのだという観点から、一度やっぱり検証する期間、普通はモニタリングつけるのです。そういうことも僕は大事だと思います。その経費が5年やれば縮まるとかという話ではないと思う。原点が違うと思います。視点が。その辺もう1回十分に議論してほしいと思います。私、また別なときに確認しますから。私はそこが本当に重要だと思います。

それともう1つは、引き継ぎ料金69万9,000円。このスケジュール表を見たら、どうなっていると思いますか。ずっとやっていって10月に募集するのです。業者。そして、3月に契約書決定です。1月に受託者の決定をするのです。それでは、その前に、今、課長が言ったように、2カ月も業者を常駐させておくのだったら、うちの職員も振興公社の職員もダブりますけれども、全体的に。そうではなくて、この業者を選定するときに、そういう部分も深めた中で、お金かかるとかは別、あるいは条件として2カ月引き継ぎしますと。落札した業者は当然、それは義務でしょう。そういうことが発注側は、何ではっきりものが言えないのですか。いくら水道会計から親会計に2億円貸しているからって、潤沢だといったって、全体からみれば60万9,000円でもそれは詰めるべきではないのですか。これから募集する業者に対して、先に委託料2カ月分、引き継ぎ料払いますなんて言えますか。どういう査定ですか、町長。普通に僕の家庭を考えてもそう思います。なぜこうなるのですか。

それともう1つ、債務負担行為、9月にやりますけど、本来は契約やった後、額も決まってからやりますよね、3月に。それでは、この債務負担行為やったとした場合に、議決の業者、あるいは金額、そういうものは、ここで債務負担を9月にやってしまったら、もう出てこないはずで、議会に。それでは、議会はどういうチェックするのですか。5年といたら、相当な額です。本来は、債務負担行為わかりますよね、これ後の3月に契約終わったら議会間に合うでしょう。そうすれば、予算で審議できるわけでしょう。なぜ、今からやってしまうのですか。まるっきりもう先にフリーハンド与えているみたいなものでしょう。もうある程度決まっているのではないですか。その3点を答弁してください。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） まず、1点目なのですけれども、いわゆる未知数の業者に対して最初から5年の設定をするのはどうかという、こういった話かと思うのですが、おっしゃ

るとおり、委託開始と同時に私どものほうでもモニタリングをしていきます。それで、その中において、きちんと監視行為を行っていきますので、例えば、私どもが求めている数字に達しないという部分については、場合によっては改善も命令として出しますし、最悪の場合は契約の解除もあり得ると、こういうことも想定はしております。これは、事前にご説明申し上げた、実施についてという資料の中にもその旨は書いておりますが、そのような心づもりの中で進めていくので、そこらについてはそういうことでご理解いただければと思います。

また、業者の選考に当たっては、民間の方を含めた選考委員会を設けた中で、適切な判断の中で進めていくということになりますので、恣意的にどこかの業者に決まったような話では全くございませんので、そこらについては誤解のないようにしていただければよろしいのかなとこんなふうに思っております。

あと、債務負担行為の話は、ここに出したことについての話でございますけれども、さきにも申し上げましたけれども、会計の運用上のルールからいくと、入札行為に及ぶ前段で、この設定をしておくというのが会計上のルールになりますので、債務負担行為を何年ということを含めて、この時点で起こすというのが1つのルールであるということでご承知いただければとこういうふうに思います。

済みません、もう1点ありました。業者の責任の中で引き継ぎ行為も無償の中でという、こういうような考え方かと思えます。おっしゃるとおり、考え方には払う場合もあれば、当然、払わない場合もあるのです。ただし、今回の場合は私どものほうで、いわゆる安全、安心、安定な水の供給ということを求めている中であって、しかるべき業者を選考していきたいと思えますし、引き継ぎ期間もきちんとふた月という長期のスパンの中で取った中で見きわめていければなというふうな思いがありますので、そのふた月の期間について無償扱いとするのはどうかという自分たちの考えのもとで、きちんと払うべきものは払い、しっかりとした仕事をして引き継いでいただくと、こういう考えのもとで計上申し上げているものでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 2カ月の引き継ぎの料金については、もう少し、私は協議すべきだと思います。受ける側は、それは当然の義務ですから。落札業者がお金をもらって引き継ぎできるなんて前代未聞です。どうも私はおかしいと思うけれども。十分、検討してください。まだ時間ありますから。

それと、先ほど言った債務負担行為。これについては、本来は私が言ったような形になってくるはずなのです。先にもう、まだ業者もわからないうちから債務負担行為を起こして、確かに5年の約束をして、そして、進めようと思っていると思えますけど。その辺はそういう考え方だと思えますけど、ただ、私、先ほど言ったように、それでは、議会に受託業者、委託料、そういうものについてはどういう形で議会に報告、あるいは議論する場が出てきますかということ聞いていますけれども、その辺はどうですか。これはご存じのように、債務負担行為を与えてしまったら、年度ごとですから、この債務負担行為5年であれば、前の下水と同じですよ。議会にかからないのです、請負行為。そうすると、きょう、ここでやってしまうと、議

会はずばね敷になってしまうのです。だから、そういうことを逐次、どういう業者の公募ありましたと、こうですと、そして、こう決まりましたと、そういうことの報告はどういう形に今後なりますか。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） まず、料金の関係でございますけれども、例えば、この後、とんとんと入札行為に及んでいって、業者が選定されていくということになるわけなのですが、ご承知のとおり、今回、公募型のプロポーザル方式で進めようというふうに考えておりますので、決定した業者といたしますか、選考された業者については、その後、私どもと業者との間での細かな契約についてのすり合わせであるとか、あとは委託の費用、こちらのほうについても随意契約の形になりますので、交渉事として進んでいくわけでございます。なので、例えば、交渉の中において、結果としてはこちらのほうで見積り額として、今ここで計上している60万9,000円が圧縮されていく部分もあろうかなと。それは交渉事の中では進む部分もあろうかなというふうに考えております。これは全体的な委託料も同じですが、交渉事の中ではそういうような可能性もあり得るということでございます。なので、私どもとしても無駄にこの60万9,000円を投げていくような経費ではなくて、極力、その辺はお互いに詰められる部分は詰めていこうという考えのもとであるということでご承知いただければと思います。

あと、業者決定後の業者名、あと、委託料の関係の報告、議会に対しての報告といたしますか、そういった格好になるわけなのですが、正直申し上げて、今そこまでの部分をどの場所でご報告申し上げるといふ部分については、特段考えた部分はなかったのですが、予算の前にその辺の報告を必要とするのであれば、こちらからのお願いの中で、場面を設定していただいた中でご報告申し上げる部分についてはやぶさかでないのかなとこんなふうに考えます。

○議長（山本浩平君） 4回目ですけど、許可します。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 課長、私が言っているのは、この公募型プロポーザルあるでしょう、公募型やりますよね。バイオマス燃料化施設をやったときは請負契約ですから、ちゃんと業者を選定する形で、どういう業者が入りましたと。そして、契約金はこうですと決まってきたのです。それでは、今回の5年間を法定委託する部分の額も聞いていませんけど、何億だと思えます。その額もわからないのに、3月に予算がぼこっと上がってきて、それでいいですかになりますかと言っているのです。私は、担当の所管の委員会にでも、業者を公募したら、これだけの件数の業者がきましたと、こういう形で選びました、お金はこれぐらいで落ちました、だけど、入札してみたらこれだけ差がありました。こういうことをちゃんとお知らせするとか、公募するときこういう条件で公募しますということを、議会の担当の委員会でもちゃんと知らせておかないと、我々、議員として、町民の飲む水がどういう形で決まったかということがまるっきりわからないのです。3月まで。その相当な額が。そういうことの手続きはちゃんと考えていますかと言っているのです。ここで債務負担行為をやってしまったら、もうそちらで自由にできるのだから。それを心配して言っているのです。そうでしょう、議会のチェック機

能なくなります。命の水です。そこをどうやってスケジュールを組んで、議会に逐次そういう報告をして、意見を聞いてみるとか考えていますかということを行っているのです。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 今ご提言といたしますか、そういう部分をいただきましたので、しかるべきタイミングを計りながら、所管の委員会といたしますか、そういった中での報告の場面としては、こちらからお願い申し上げようかなとこんなふうを考えます。

○議長（山本浩平君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 平成25年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。